

(平成24年11月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

岩手厚生年金 事案 1004

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和20年5月20日に、資格喪失日に係る記録を同年8月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月20日から同年8月20日まで

私は、尋常高等小学校を卒業し、昭和19年4月に同級生と一緒にB県にあったC社に入社し、20年5月にD県にあったA社に転勤となり、同年8月まで勤務した。その同級生においては、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認められているが、同じく勤務していた私の記録が無いので、調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と尋常高等小学校の同級生であり、同時期にC社に入社し、一緒にA社に転勤した同僚の供述等から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

また、当該同僚は、「申立人とは入社から退社まで軍需工場と一緒に部署に勤務した。私と申立人は全く同じ身分で同じ仕事をしており、C社では工場に隣接した寮に、A社では会社借上げの旅館と一緒に住んでいた。」と供述しているところ、当該同僚の申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、昭和20年5月20日に被保険者資格を取得し、同年8月20日に資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同職種の当該同僚の申立

事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、50 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主が申立てどおりの資格取得届を提出した場合、その後、資格喪失届を提出する機会があることとなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）がこれを記録しないと考えることから、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得及び喪失等に係る届出が提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 20 年 5 月から同年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から11年3月まで

私は、大学生であった平成5年当時に国民年金の加入手続を行った。その後、大学院に進学した期間を含め15年3月まで大学に在籍していた。

申立期間当時の平成5年度から10年度までについて、毎年、国民年金保険料の免除申請を行っていたので、保険料は免除されていたものと思っていた。

私宛てのねんきん特別便が届き、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることを知ったが、免除となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、毎年、社会保険庁（当時）の係の女性が自宅を訪ねてきて、国民年金保険料の免除申請手続を行った。具体的には、私の平成13年度及び14年度の保険料の学生納付特例と同じように手続したが、時には係の女性に口頭で保険料の免除申請を依頼したこともあった。また、保険料の免除承認通知書を受け取ったことは無い。」と供述している。

しかしながら、A年金事務所によると、「国民年金保険料の免除申請や学生納付特例の申請を口頭により受理することは無く、社会保険事務所（当時）が、被保険者宅を訪問する国民年金推進員を設置したのは平成14年度からであり、保険料の免除が承認された場合は、必ず申請者へ保険料免除承認通知書を郵送していた。」と回答している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年4月に国民年金被保険者資格を取得した際にB市で払い出され、平成11年度の国民年金保険料を免除されるまでの期間、B市以外に住民登録をしていないことから、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は

見当たらない。

さらに、平成9年1月に基礎年金番号が導入されたことに伴い、基礎年金番号に統合されていない記録（未統合記録）が生ずる可能性は極めて低いものと考えられる上、申立期間の国民年金保険料免除申請手続は、少なくとも6回行う必要があるが、市役所及び社会保険事務所がその6回とも事務処理を誤ることは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。